

福祉ローン

(2022年4月1日現在)

1. 商品名	ろうきん福祉ローン
2. お申込みいただける方	<p>中央労働金庫に出資のある団体会員の構成員、またはご自宅もしくはお勤め先(事業所)が当金庫の事業エリア内(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県)にある給与所得者の方で、次の条件に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お申し込み時の年齢が満18歳以上で、最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方 ・同一勤務先に1年以上勤務されている方 (自営業者等の給与所得以外の方は3年以上) ・安定継続した年収(前年税込み年収)が150万円以上ある方 ・当金庫所定の保証協会の保証を受けられる方 <p>※契約社員・パート社員の方、自営業者等の方も一定の条件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。 ※当金庫は労働組合がない会社にお勤めの方でもご利用いただけますので、お気軽に最寄りの営業店にお問い合わせください(お取引は、ご自宅またはご勤務先に近い営業店となります)。</p>
3. お使いみち	<p>本人および配偶者、親族にかかわる以下の費用にご利用いただけます(対象親族は三親等以内となります)。</p> <p>※事業性資金、投機目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○医療・介護等に要する資金 医療費・入院費(矯正歯科治療、インプラント治療、出産に関する費用等を含む)、介護費用、介護設備費、介護サービス費用、介護用品の購入費、(車椅子・医療用ベッド等)・介護用品のレンタル費用、住宅改良費用(バリアフリー工事費用等)、介護施設入居費用等。 ※出産に関する費用には検診費用、分娩費用、不妊治療費用を含みます。 ※介護のための設備・機器購入費用等として、身体障がい者用車両・介護対応車両の購入資金にもご利用いただけます。</p> <p>○育児に要する資金 保育所・ベビーシッター等のサービス利用費用、育児に必要なベッド・タンスなどの家具購入費用、マタニティ用品・子供の衣服・玩具の購入費用、子供部屋の増改築費用、子供の教育関係費等。 ※妊娠から小学校入学前までの育児に係る費用を対象とします。</p> <p>○育児・介護休業取得中の生活資金 育児・介護休業・休暇中の生活費の補填資金。</p> <p>○災害復旧に要する資金 暴風・暴雨・洪水・地震等の自然災害や火災等の被害からの復旧、および支援に必要な生活資金全般。</p> <p>【東日本大震災による被災者の皆様】 【災害救助法が適用となった災害による被災者の皆様】 復旧のための生活費については別途、災害救援ローンをご用意しております。 ※商品概要説明書を別途ご用意しております。</p> </div>

4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 万円以上 500 万円以内 (1 万円単位) ※お客様の雇用形態や審査の内容によっては、ご融資の限度額が異なる場合がございますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。
5. ご返済期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長 10 年 ※育児・介護休業取得期間中の場合、取得期間中において、元金据置期間を設定することができます。また、元金据置期間を含めて、最長 10 年以内のご返済期間となります。
6. ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利または固定金利をお選びいただけます。 <p>【変動金利】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年 2 回変動します。 ・ 返済期間中の金利は 4 月 1 日と 10 月 1 日の見直し基準日に見直します。見直し幅 (金利変動幅) は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・ 4 月 1 日の基準金利を直後の 6 月の返済日の翌日より、10 月 1 日の基準金利を直後の 12 月の返済日の翌日より反映させます。 <p>【固定金利】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お借入時の金利をご返済終了日まで適用します。
7. ご融資方法 および ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金はお支払先へお客様名でお振込みさせていただきます。 ・ ご返済方法は元利均等毎月返済または元利均等毎月・加算月 (一時金・ボーナス) 併用返済のいずれかの方法をお選びいただけます。加算 (一時金・ボーナス) 返済部分は総貸付額の 50% までとなります。 ※ 元利均等返済とは、毎回支払う元利金 (元金と利息の合計=1 回あたりの返済額) が一定である返済方式です。
8. 担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要です。
9. 保 証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫指定の保証協会をご利用いただけます。 ・ 保証料は、当金庫が負担します。
10. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰上返済 (全額返済を含む) は無料をご利用いただけます。 ・ 団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員 (最低出資金 1,000 円が必要) となる必要がある場合があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>団体会員とは、中央労働金庫に出資いただいている、以下の団体をいいます。 ①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの。 ※なお、対象とならない場合もございますので、詳しくは営業店までお問い合わせください。</p> </div>
11. 苦情処理措置 (お問い合わせ・相談・苦情等の受付窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約内容や商品に関するお問い合わせ・相談・苦情等は、お取引店か最寄の本支店または下記のフリーダイヤルにて受け付けます。 <p>【お問い合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前 9 時～午後 6 時</p> <p>【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時</p> <p>なお、当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取り組みの概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>【中央労働金庫ホームページ】 https://chuo.rokin.com</p>

<p>12. 紛争解決措置 (第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫の「お客様サポート」またはろうきん相談所にお申し出ください。 • またお客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」もしくは、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
<p>13. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • その他詳しい内容、返済額の試算についてご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。また、当金庫インターネット上のホームページでも返済額の試算がご利用いただけます。 <p>【中央労働金庫ホームページ https://chuo.rokin.com】</p> <ul style="list-style-type: none"> • ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。

中央労働金庫